

第16期 環境経営レポート

(2013年1月1日～2013年12月31日)

株式会社 エスティビー

《ご挨拶》

昨年3月、私は、第16期目の途中で代表取締役を拝命致しました。前任の代表者である母からバトンを受け取ったのは娘である私。いわゆる世代交代や事業承継という、中小企業における代表者交代の形としてはごく一般的です。しかし、たった1年間ではありますが、最高責任者という立場で自社の事業活動と向き合う中、至った想像以上の悲喜交々から、事業を受け継ぐ者の責務は、単なる世代の交代、単なる事業の承継、では済まされぬ重みがあることを痛感致しております。

とかく、エネルギー自給率4%とされる日本において、職掌柄、化石燃料の恒常的投入を欠かせぬ中でのエネルギー制約の問題は非常に重要な経営課題であり、より磨きをかけ結果を出し続け社会に資する環境経営の意義を強く認めます。

以下に当社におきます2013年度環境経営の全容を【環境経営レポート】として取りまとめました。今後も「法令遵守」「環境保全」「輸送の安全」の三つのテーマを主軸とし、産業を支えより良い地球の未来を創造する企業を目指し精進致します。

認証・登録番号 0001078
株式会社 エスティビー
代表取締役 杉崎 由里

《目次》

1. 環境方針	P-1
2. 事業活動の規模	P-2・3・4
3. EA21推進体制	P-5
4. 環境目標とその実績	P-6
5. 環境活動の取組計画と評価	P-7
6. 環境関連法規制の遵守	P-8
7. 代表者による全体の評価と見直し（総評）	P-9

1. 環境経営方針

【基本理念】

当社経営方針の中に掲げられた基本理念は、事業活動の全てにおける普遍的な理念です。

～3つの真を携え人間力事業を～

真剣…ごまかしや遊びの気持ちなく全力で挑みます！

真心…全てのお客様に親身に尽くします！

真価…法令遵守の精神で社会をサポートし本物の値打ちを創造します！

【基本方針】

基本理念をふまえ、「法令遵守」「環境保全」「輸送の安全」の三つをテーマとし事業活動を行います。

【重点実施項目】

1. 事業活動（産業廃棄物収集運搬業・貨物自動車運送事業・石油製品販売業）に伴う廃棄物処理法・貨物自動車運送事業法・毒劇物取締法・消防法・その他法令を厳守し、環境汚染防止・リサイクル率の向上を目指します。
2. 事業活動に関する環境側面の内、下記に挙げる事項を環境活動重要課題として取り組みます。
 - ① 全ての部署において御取引各社の環境負荷軽減に貢献できるサービスを行います。
 - ② 電気、石油資源等、エネルギーの節減によりCO2削減を推進します。
 - ③ 節水・使用法の見直しにより排水量の削減を推進します。
 - ④ 廃棄物の減量化分別を徹底し適正管理のもと有効利用を図ります。
 - ⑤ 車両、物流機器の適正管理及びエコ・ドライブを徹底し、資源枯渇を防止します。
 - ⑥ 物品の調達に当たってはグリーン購入を推進します。
 - ⑦ 周辺住民との調和を大切にし、住み良い地域環境を目指し地域貢献に努めます。
3. 基本方針周知の為、環境教育・啓発活動の実施により全構成員によるEA21の維持向上を図ります。又、この環境情報は社外に開示します。

2013年 3月 14日

株式会社 エステイビー
代表取締役 杉崎 由里



2. 事業活動の規模

1. 事業所及び代表者名

株式会社 エステイビー
代表取締役 杉崎 由里

2. 所在地

〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町上之手2147-5 (本社)
〒379-2123 群馬県前橋市山王町1-19-14 (事業所)

注) 上記「2. 所在地」につき、本社はEA21認証・登録対象範囲外としています。理由は、あくまで登記上の本社であり、こちらにおける一切の実務は行われていないからです。

3. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境最高責任者 : 代表取締役 杉崎 由里

環境管理責任者 : 代表取締役 杉崎 由里

担 当 : EA21事務局 齋藤 有美

連 絡 先 : TEL. 027-212-3312 FAX. 027-266-8288 (事業所)

4. 事業の内容及び規模

設立 1998年 1月22日

資本金 1,000万円

従業員数 11名 (内、パート従業員2名)

業務内容 I 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬事業
II 産業用設備機器メンテナンス事業(ブース清掃他)
III 石油製品(毒物・劇物等化学工業薬品)販売事業
IV 一般貨物自動車運送事業

注) 上記「4. 事業内容」のI~IVまでを認証・登録対象範囲としています。

2013年度年商 175百万円

保有運搬車両	8t平ボディー車	1台
	4t平ボディー車	2台
	4tパッカー車	2台
	3tパワーゲート車	1台
	2tパワーゲート車	1台
	軽貨物自動車	1台

取扱品目

(産廃) 燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック
紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず
ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
(以上14種類)

(特管) 廃油(揮発油等)・廃酸(腐食性、1,4-ジオキサン)・廃アルカリ(腐食性、1,4-ジオキサン)・廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)・汚泥(水銀、鉛、六価クロム、ヒ素)(以上5品目12種類)

許可県市名 種 別: 許可番号(許可年月日～有効期限)

群馬県	普通産廃: 01000054200 (平成25年 6月19日～平成30年 6月18日)
埼玉県	普通産廃: 01104054200 (平成21年 5月 1日～平成26年 3月21日)
栃木県	普通産廃: 0900054200 (平成23年 5月 2日～平成28年 5月 1日)
茨城県	普通産廃: 00801054200 (平成25年12月19日～平成30年12月18日)
長野県	普通産廃: 2009054200 (平成23年 9月12日～平成28年 9月11日)
千葉県	普通産廃: 1200054200 (平成23年12月21日～平成28年12月20日)

群馬県	特別管理: 01050054200 (平成25年 6月19日～平成30年 6月18日)
埼玉県	特別管理: 1154054200 (平成22年 1月26日～平成26年12月 9日)
栃木県	特別管理: 0950054200 (平成23年 5月 2日～平成28年 5月 1日)
茨城県	特別管理: 00851054200 (平成25年12月19日～平成30年12月18日)
長野県	特別管理: 2059054200 (平成23年10月 2日～平成28年10月 1日)
千葉県	特別管理: 1250054200 (平成23年12月21日～平成28年12月20日)

処理料金 都度御見積致します

注2) 本レポートは、第16期(2013年1月1日～2013年12月31日)の活動期間を対象として作成致しました。

許可内容一覧表（普通産廃）

	群馬県	埼玉県	栃木県	茨城県	長野県	千葉県
燃え殻	○	—	—	—	○	○
汚泥	○	○	○	○	○	○
廃油	○	○	○	○	○	○
廃酸	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ	○	○	○	○	○	○
廃プラスチック類	○	○	○	○	○	○
紙くず	○	○	○	○	○	○
木くず	○	○	○	○	○	○
繊維くず	○	○	○	○	○	○
動植物性残さ	○	—	○	—	○	○
ゴムくず	○	○	○	○	○	○
金属くず	○	○	○	○	○	○
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	○	○	○	○

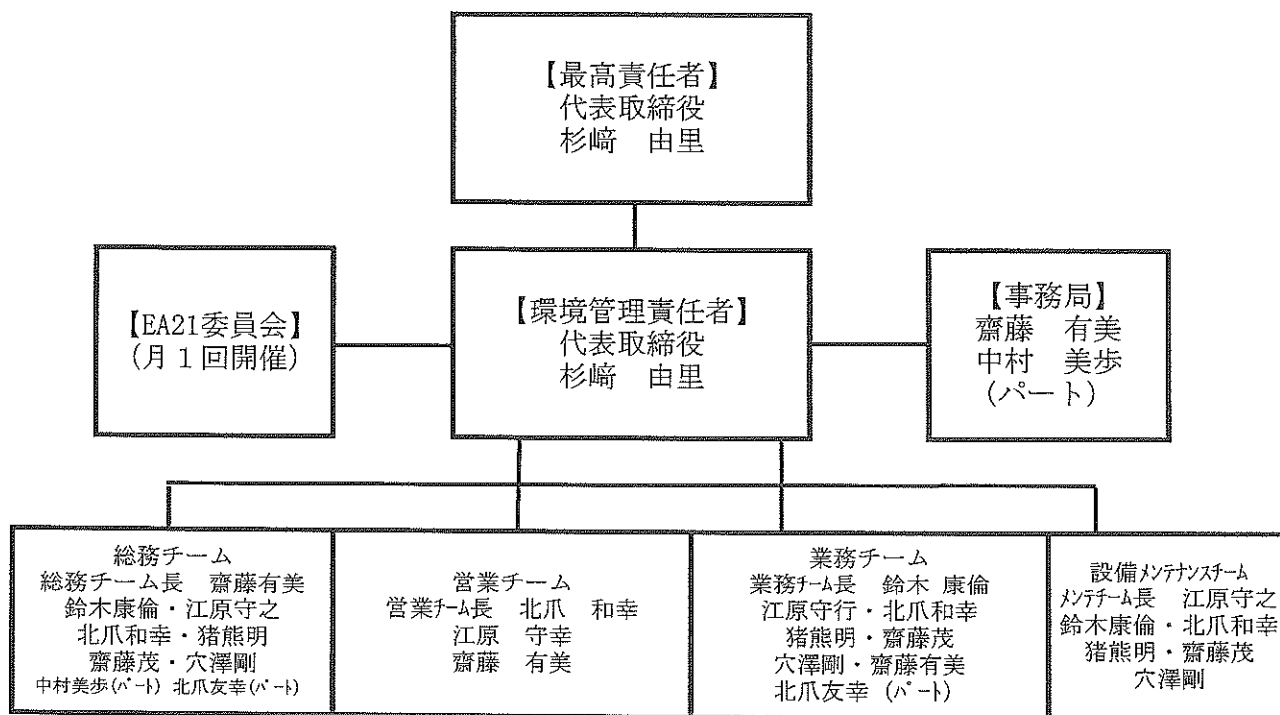
許可内容一覧表（特別管理）

	群馬県	埼玉県	栃木県	茨城県	長野県	千葉県
廃油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限る）	○	○	○	○	○	○
廃油 （トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンを含むものに限る）	○	○	○	○	○	○
廃酸 （p h 2.0以下のものに限る）	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ （p h 12.5以上のものに限る）	○	○	○	○	○	○

2012年度産業廃棄物収集運搬実績

廃棄物種類	収集運搬量 (t)	備考
廃プラスチック類	1062.68	左記の収集運搬量は、産業廃棄物として中間処理場へ運搬した実績であり、有価物として再生事業場へ収集運搬した分の実績は含まれておりません。
廃油	465.03	
廃油（引火性）	1196.53	
廃油（有害）	0.36	
金属くず	27.2	
汚泥	45.13	
ガラス陶磁器くず	331.84	
木くず	290.68	
紙くず	74.85	
廃アルカリ	1.61	

3. EA21推進体制



職名	役割
最高責任者	【代表取締役 杉崎 由里】 ①環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。該当責任者には現在の責務に関わりなく、兼任で責任と権限を明示する。 ②エコアクション21の構築・運用・維持に必要な経営諸資源（人材・資金・機器・設備・技術・技能を含む）を準備する。 ③環境方針を制定する。 ④EA21の構築・運用に関する情報を収集し、環境方針・環境目標をはじめシステム全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。
環境管理責任者	【代表取締役 杉崎 由里】 ①最高責任者の代理者としてEA21全体の構築・運用に責任を持つ。EA21委員会を主催する。 ②EA21の構築と運用を円滑に行い、最高責任者による見直しの為の情報として、構築・運用に関する情報を最高責任者に提供する。
事務局	【齋藤 有美、中村 美歩】 環境管理責任者を補佐し、EA21に関する実務全般を所管する。
部門責任者	【各部門管理責任者】 担当部門の環境活動計画を遂行する。
EA21委員会	月1回、環境管理責任者が召集し、役員含め全員参加を基本とする。環境目標の審議、環境活動計画の策定及び進捗管理について協議する。

4. 環境目標とその実績

1. 主要な環境目標と環境負荷・実績

環境目標	対比実績	2013年度		2016年度	2018年度	環境活動内容
		単年度目標	実績	中期目標	長期目標	
1. 売上高100万円当たりのCO2排出量の削減 (単位: kg-CO2/百万円)	2012年度 排出量 182	2012年度 実績に対し 1%削減 (目標実数181)	排出量 174 (対目標実数 約4%減)	2015年度 実績に対し 1%削減	2017年度 実績に対し 1%削減	①走行距離と給油の記録・統計 ②エコドライブ実施 ③適宜な整備による車両の寿命延長 ④事務所内省エネ活動の推進 (待機電力の削減等)
2. 廃棄物(可燃ごみ)の総排出量の削減 (単位: kg)	2012年度 排出量 84.2	87.6/年 未満 (7.3/月 未満)	年間 排出量 84.3	87.6/年 未満 (7.3/月 未満)	87.6/年 未満 (7.3/月 未満)	①裏紙使用徹底(対象:社内用文書 ・受信FAX中の社外持出しの無い文書 ・メモ用紙等) ②事業系一般廃棄物排出時は必ず重量計測→著しい増量の際は協議 ③廃オイル量・廃タイヤ数の把握
3. 水資源使用量の削減 (単位: m ³)	2012年度 使用量 54	57/年 未満 (4.75/月 未満)	使用量 53	57/年 未満 (4.75/月 未満)	57/年 未満 (4.75/月 未満)	①毎月のメーター確認 ②洗車時の水使用の工夫 ③ボットの残り湯で植物へ水遣り
4. 法令遵守	遵法	遵法	遵法	遵法	遵法	①適用法令の周知徹底 ②最新法令の把握 ③日々の遵法度診断(日報記載時) ④実務の適正処理(マニフェスト等)
5. その他の重点実施項目「売上高向上」	2009年度 売上高 199百万円	2009年度 実績に 対し 10%向上 (目標額 218百万円)	売上高 175百万円 (達成率 80%)	2015年度 実績に対し 5%向上	2017年度 実績に対し 5%向上	①四半期毎の売上利益確認と打合せ ②情報収集に努め提案営業の強化 ③配車の効率化(迅速な対応) ④一声運動の徹底(部署問わず全社をあげた自社PR) ⑤情報共有と連携 ⑥倉庫内備品の補充点管理 ⑦安全教育実施

注) 購入電力の二酸化炭素排出係数=0.375 kg-CO2/kWhとしています。

5. 環境活動計画の取組みと評価

活動計画・達成状況	環境活動計画の取組み結果の評価
<p>1. CO2排出量の削減</p> <p>『目標』</p> <p>2012年度実績に対し1%削減</p> <p>目標達成状況：○ (1%削減の目標に対し4%削減)</p>	<p>目標達成にあたりその要因を分析した結果</p> <p>①僅か1%ではあるが前年に対し売上高が増えたこと。</p> <p>②軽油約4%、ガソリン約16%、灯油約29%、LPG約4.5%と化石燃料投入量が少なかったこと。</p> <p>の2点によるところが大きいとの結論に至った。</p> <p>但し、冬場の灯油使用を控えた結果、電力使用量は約15%増えた。</p> <p>震災以降、特に、事業活動のみならず生活全般に密接に関わるエネルギーというものの重要性を感じている。当社のささやかな活動も持続可能な社会を構築する為の一部だと信じ今後も精進したい。</p>
<p>2. 廃棄物（可燃ごみ）排出量の削減</p> <p>『目標』</p> <p>排出量87.6kg/年未満</p> <p>目標達成状況：◎ (87.6kg/年に対し84.3kg/年)</p>	<p>数値自体は目標達成。但し、もはやこれ以上の削減は難しいと考えている。よって、今後は現状維持に努める。</p>
<p>3. 水資源使用量の削減</p> <p>『目標』</p> <p>使用量57m³/年未満 (4.75m³/月未満)</p> <p>目標達成状況：◎</p>	<p>数値自体は目標達成。但し、もはやこれ以上の削減は難しいと考えている。よって、今後は現状維持に努める。</p>
<p>4. 法令遵守</p> <p>『目標』 遵法</p> <p>目標達成状況：◎</p>	<p>営業・業務両課に属するスタッフは、各々、日々の日報にて遵法度自己診断をしている。総務課スタッフは、マニフェスト管理をはじめとする日々の実務を適正にこなす事を自己診断の基準としてしている。また、最新法令の周知については、EA21委員会にて発表し遵法意識を高めている。</p>
<p>5. その他の重点実施項目</p> <p>『目標』</p> <p>①2009年度実績に対し10%の売上高向上</p> <p>②輸送の安全</p> <p>③5S強化</p> <p>目標達成状況：× (目標達成率80%)</p>	<p>目標数値は、リーマンショックの翌年、急落した2009年の業績プラス10%としているが、5年続けて同じ目標を掲げるも中々達成できない。無駄の削減意識が高まり変動費削減は実行できているが、失った体力を一日も早く取り戻し、また、更には増強させるべく引き続き総力結集し挑みたい。</p>

6. 環境関連法規制の遵守

* 主な適用環境関連法・その他法令、それらの主な内容については以下の通りです。

法規制等の名称	主な要求事項	遵守状況	確認方法
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法	1. 自動車Nox・PMの排出抑制に必要な処置をとる。 2. 国・地方公共団体が実施する施策（排ガス規制等）への協力をする。	遵法	車検証・装置装着証明書にて確認
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1. 法3条による事業者の責務を遵守。 2. 2社間契約・マニフェスト交付・委託内容が事業範囲に含まれる事等の委託基準を遵守。	遵法	マニフェスト、契約書（共に当社保管分）を照合確認
貨物自動車運送事業法	1. 事業者は、絶えず輸送の安全性の確保に努めなければならない。 2. 許可、届出、報告等の手続き、また、点呼、文書保管等の実施。	遵法	各種記録（教育、点呼、整備、日報等）にて確認
毒物及び劇物取締法	1. 盗難・飛散・漏洩・地下浸透等の防止措置をとる。 2. 容器・貯蔵場所に適切な表示をする。	遵法	メーカー引取り時、容器の破損の有無・ラベル表示を確認
労働安全衛生法	就労者数が満たない為適用外だが、貨物自動車運送事業法によると“事業者は輸送の安全性の向上を目指し安全衛生面の統括管理をする義務がある”とされており、本法律と併せて解釈しより良い職場環境を目指す。	遵法	健康診断記録・安全衛生教育記録等により確認
消防法	基本として適用外だが、2008年6月より一般家庭においても火災報知器の設置が必要となる為、全くの適用外とは考えない。	遵法	事務所（1・2F）に熱感知式、給湯室・倉庫に煙感知式の火災報知機設置済み
家電リサイクル法	1. エアコン・冷蔵庫等の特定家庭用機器廃棄物の適正な処置と有効利用の確保に努める。 2. 新品入替時は環境配慮型を選択する心掛けを。	遵法	該当するエアコン・冷蔵庫・TVの3種類につき買い替え時に確認
自動車リサイクル法	1. 使用済自動車は許可保有の引取業者に引渡す。 2. 車両購入時にリサイクル料金を支払う。	遵法	買い替え時に確認

* 尚、過去3年間、上記に掲げた法規への違反はありません。
また、指摘や訴訟も同様にありませんでした。

7. 代表者による全体の評価と見直し

総評： 今期は「第一四半期最終月に代表者交代」という社内的に大きな変化があった。但し、期の途中であった為、活動全般における目標・指示事項は変更せず継続させ期末を迎えた。

環境活動については、削減目標・現状維持目標共に達成できており、無理のない計画の下、各々が真面目に取り組み続けた結果と評価する。

尚、CO2排出量の削減目標についてだが、来期も、今期同様「前年度実績に対し1%削減」を目標に、たゆまぬ努力を積み重ねながらの活動続行を望む。

経済活動については、ここ数年の実績をふまえ、来期の目標値を変更する。具体的には2013年度実績に対し5%増を目指す。

業績は年々僅かでも向上させながら、環境負荷は年々僅かでも軽減させながら、社会に資する役目を果たせる企業として今後も成長を遂げてゆきたい。